



マザーズハローワーク尼崎

予約制（定員30名）

参加無料

初めての保活は、わからないことがたくさん！
保活って何からはじめたらいい？

尼崎市こども入所支援担当者から、
入所に関するお話をじっくりきいてみてください♪



どうする？

保活のすすめ方セミナー

開催日時

7月28日（火）

9月3日（木）

14:00～15:30

実施方法

オンライン（Zoom）

- ご予約いただける方：子どもを預けて働きたい尼崎市在住か在勤の方
- ご予約方法：オンラインにてご予約ください。

講師：尼崎市こども入所支援課 職員

セミナー内容

- 保活のすすめ方と基本的な仕組み
- 保育園の種類と違い
- 尼崎市認可保育所の入所について
- 質疑応答 など

ご予約はこちらから



※本セミナーへの参加は、雇用保険の求職活動になります。

※セミナーご参加にあたり、「ハローワークにおけるオンラインを活用したサービス利用規約」に同意が必要です。「利用規約」については、裏面からご確認ください。

【セミナーご参加の注意事項】

- ・事前にZoomをダウンロードし、動作確認をしておいてください。セミナー当日、Zoomの操作方法等の質問にはお答えできません。
- ・通信等に係る費用については自己負担となります。
- ・ハローワークをご利用中の方は、ハローワーク受付票または雇用保険受給資格者証をお手元にご準備の上ご参加ください。

マザーズハローワーク尼崎

マザーズ
ハローワーク尼崎
ホームページ

兵庫マザーズ
ハローワーク
公式LINE

お問い合わせ

〒661-0012
尼崎市南塚口町2-12-18
塚口若松ビル2階

月～金 9:00～17:00（祝祭日・年末年始は除く）

TEL 06-6421-0810



ハローワークにおけるオンラインを活用したサービス利用規約

本規約は、兵庫労働局・尼崎公共職業安定所（ハローワーク）（以下兵庫労働局を含めて「ハローワーク」という。）が当施設での「Z o o m」等によるオンラインを活用したサービス（セミナー・面接・管理選考・事業所説明会等）（以下「本サービス」という。）の利用に関し、必要な事項を定めるものとする。

（利用者資格）

第1条 ハローワークは、本規約に同意した者（以下「利用者」という。）に対して、本サービスの利用を許可する。

（利用料）

第2条 本サービスの利用料は無料とする。ただし、本サービスを利用するための通信機器・通信料等の費用は利用者が負担するものとする。

（利用環境）

第3条 利用者は、以下の環境（端末・接続環境）をもって、本サービスを利用することとする。

- (1) 利用者はウイルス感染等のセキュリティ侵害が発生していない安全な端末を利用すること。
- (2) 利用者端末はインターネットに接続されていること。（秘匿性や安全性が不明なものや接続経路の管理状況が不明な無料のインターネット接続サービス等の利用は禁止する。）
- (3) 利用者端末のOSはサポート期間中のものを用い、最新のセキュリティ対策パッチを適用すること。（サポートが終了したOSを搭載した端末の利用は禁止する。）
- (4) P Cの場合はパーソナルファイアウォール（Windows ファイアウォール等）の機能を有効にし、必要なサービスの許可だけを最小限に設定すること。スマートフォンの場合も可能な限り同等の措置を講じること。
- (5) 利用者端末にファイル共有ソフト（Winny、Share 等）がインストールされていないこと。また、本サービス利用中に不要なソフトは起動しないこと。
- (6) 利用者端末にウイルス対策ソフト（有償版相当）がインストールされており、また最新のパターンファイルに更新されていること。スマートフォンの場合も可能な限り同等の措置を講じること。

及び本サービスが中断なく稼働することに対する保証はしない。また、特定の目的に対する適応性、知的財産権その他の権利の侵害等に対しても保証しない。ハローワークは、本サービスにいかなる不備があっても、それを回復・訂正等する義務を負わない。

- 2 ハローワークは、利用者が本サービスを利用するためにインターネットに接続及びアカウント作成等について生じたトラブル、または利用できなかったことによって損害、トラブル等が生じた場合であってもいかなる責任も負わない。
- 3 ハローワークは、以下に掲げる場合（利用者の情報の消失、棄損等を含むがこれらに限定されない。）において、利用者に生じる損害やトラブルに関して、その原因如何を問わず、いかなる責任も負わない。
 - (1) ハローワークが本サービスを変更、または本サービスの利用を中止した場合。
 - (2) 本サービスの利用により、利用者の端末、OS、ブラウザ、各種ソフトウェア、その他付属機器に不具合が生じ、または利用者のデータが消失、棄損等した場合
 - (3) 本サービスにおいて、利用者同士または利用者と第三者の間で法令または公序良俗に反する行為、名誉棄損、侮辱、プライバシー侵害、脅迫、誹謗中傷等が生じた場合
- 4 ハローワークは、本サービスを利用して確認できる情報等について、明示または黙示を問わず、その正確性、完全性、最新性、及びその品質等について保証しない。

また、ハローワークは、本サービス利用上で表示される情報等及びその変更、更新等に関連して、利用者に生じた一切の損害、トラブルに関して責任も負わない。
- 5 本サービスにおいて、利用者が投稿したコメント、WEB 通信上の発言等の情報が本規約に定める事項の一つにでも違反した場合、ハローワークは、第8条第2項の定めに従って本サービスの利用を中止させる場合があるが、それによって生じた一切の損害に関していかなる責任も負わない。
- 6 ハローワークは、本サービス利用に係るオンラインサービスの仕様に関する質問には一切答えない。
- 7 天変地異、ネットワーク上の障害、通常講ずべき対策では防止できない第三者からの攻撃、その他、ハローワークの責によらない事由によって本サービスの運営が遅延または中止された場合、これによって利用者に発生した一切の損害について、ハローワークは責任を負わない。

（利用の記録等）

第4条 ハローワークは、本サービスの運用管理、利用状況の把握及び利用者の利便性向上のために、本サービスの利用時間帯、サイト等へのアクセス履歴及び利用者が本サービス利用時に使用した端末装置等の識別情報を記録する。

- 2 ハローワークは前項の定めにより記録した情報を、個々の端末装置が特定できる形式で公開しないものとする。ただし、法令に基づき、官公庁、捜査機関等から開示又は提供を要求された場合はこの限りではない。
- 3 利用者は、ハローワークの指定する「Z o o m」等オンライン会議用プログラム（サービス）の利用規約等についても同意したものとする。
- 4 利用者は、本サービス利用時に知り得た情報は、本サービス実施の目的のみに使用し、目的外の利用をしないこととする。

また、利用者は、ハローワークが指定する「Z o o m」等オンライン会議用プログラムのうち、ハローワークが指定する機能のみを利用し、本サービス内容の記録（録音・録画・配信）をしないこととする。

（知的財産権等）

第5条 本サービスに係る著作権、商標権その他一切の知的財産権及びその他の財産権は、全てハローワークに帰属する。

（禁止事項）

- 第6条 利用者は、本サービスを利用するにあたり、以下に掲げる行為をすることはできない。
- (1) ハローワークまたは第三者の特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、ノウハウ等その他の一切の知的財産権を侵害する行為
 - (2) 他の利用者に不快感を与える行為
 - (3) 他人の信用若しくは名誉を棄損し、または他人のプライバシー権、肖像権その他の一切の権利を侵害する行為
 - (4) 本サービスの提供または他の利用者による本サービスの利用を妨害し、若しくはそれらに支障をきたす行為
 - (5) 法令または公序良俗に反する行為
 - (6) その他、就職活動以外の目的で本サービスを利用する等、ハローワークが不適切と判断する行為

（免責）

第7条 ハローワークは、本サービスに不具合、通信障害等の瑕疵がないこと

（サービスの中止）

第8条 ハローワークが必要と認める場合、ハローワークはなんら周知をおこなうことなく、本サービスの機能の全部または一部を中止または終了することがある。

なお、当該中止または終了により利用者に損害が生じた場合であっても、ハローワークはいかなる責任も負わない。

- 2 利用者が本規約に定める事項のうち、一つでも違反した場合、ハローワークは通知等をおこなうことなく当該利用者との間において本規約を解約し、当該利用者に本サービスの利用を中止させることができる。

（本規約の変更）

第9条 ハローワークは、利用者の承諾なしに、本規約を変更することができるものとする。本規約の変更後に本サービスを利用した場合、利用者は当該変更について同意したものとみなす。

（損害賠償）

第10条 利用者が本規約に違反した結果、ハローワークが損害を被った場合、その損害は利用者が負担するものとする。

（法令等の遵守）

第11条 利用者は本サービスの利用にあたって、本規約に加え、関連する法律、政令、省令、条例、規則及び命令等を遵守するものとする。

（準拠法及び裁判管轄）

第12条 本規約に関する準拠法は日本法とする。また、本規約または本サービスに関連してハローワークと利用者間で紛争が生じた場合、神戸地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とする。

附則

本規約は令和2年12月1日より施行するものとする。